

入札参加資格停止措置の概要

1 入札参加資格停止措置業者名及び所在地

	入札参加資格停止措置業者名	所在地
1	株式会社セレスポ	東京都豊島区北大塚1-21-5

2 入札参加資格停止措置期間 令和5年2月15日から令和5年8月14日まで（6カ月間）

3 入札参加資格停止措置の適用範囲 水戸市が発注する工事等

4 事実概要

株式会社セレスポの取締役が、東京五輪・パラリンピックの事業に関し、独占禁止法の規定に違反する行為（不当な取引制限）を行っていた容疑により、令和5年2月8日に東京地検特捜部に逮捕された。

5 入札参加資格停止理由

水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程（以下「契約規程」という。）第75条第1項別表第4第5項「独占禁止法違反行為（一般工事等）」に該当する。

「契約規程」

措置要件	期間
別表第4第5項 イ「業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。」	当該認定をした日から 6カ月以上12カ月以内